

議案第 215 号

静岡市印鑑条例の一部改正について

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 13 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例

静岡市印鑑条例（平成15年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項第 1 号中「昭和26年法律第319号」を「昭和26年政令第319号」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）、旧氏を冠した名」を加え、「又は氏名」を「(政令第30条の16第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。) 又は氏名、旧氏を冠した名」に改め、同項第 2 号中「氏名以外の事項」を「氏名、旧氏及び通称以外の事項」に改める。

第 6 条第 1 項第 4 号中「外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称」を「住民票に旧氏又は通称が記載されている場合にあつては、氏名及び当該旧氏又は通称」に改める。

第12条第 1 項第 3 号中「の変更」を「、旧氏又は通称の変更（旧氏及び通称の削除を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月 5 日から施行する。